

令和8年度韓国語版四国観光ガイドマップ制作事業委託業務 仕様書

1. 事業の件名

令和8年度韓国語版四国観光ガイドマップ制作事業

2. 事業概要

(1) 事業の目的

訪日旅行客数が最も多く、かつ四国への直行便を有する韓国市場に対し、四国の魅力を効果的に訴求することを目的として、四国各県が有する多彩な観光資源を網羅した韓国語版ガイドマップを制作し、県単位ではなく四国全域の観光案内を一元的に提供する。これにより、韓国語圏の旅行者へ四国広域の魅力を提示し、旅行意欲を喚起することで、インバウンドの誘客拡大および四国内の周遊促進を図る。

(2) 実施主体

一般社団法人四国ツーリズム創造機構（以下、「当機構」という。）

(3) 対象市場

韓国

3. 業務内容

(1) 委託業務の概要

韓国市場の趣向やトレンドを反映し、韓国語圏の旅行者へ効果的に訴求できる四国観光ガイドマップの制作。これに係るデザイン制作、掲載データの更新、日本語原稿の作成、韓国語への翻訳、印刷等業務一式

(2) 規格

- ・ A 1 判
- ・ 折：蛇腹 8 つ + 巻き 3 つ折
- ・ オールカラー
- ・ 紙質：マットコート紙四六判 90 kg（再生紙）

なお当該用紙の調達が困難な場合、グリーン購入法の基準を満たす印刷用紙の代替を認めるため、印刷前に使用する印刷用紙の規格について委託者に報告すること。

- ・ 校正：最低 2 回行う。（DDCP は別途 1 回）
- ・ 印刷部数：5,000 部
- ・ 電子データ（PDF データ、ai データ）

(3) 内容（誌面構成等）

ア 表紙

イ 情報面（表面）

当機構が令和7年度に制作した繁体字版四国観光ガイドマップ（※）のレイアウト・デザインを基本として制作すること。なお、構成・デザイン案は事前に提出

し、当機構の了承を得てから進行させること。

※繁体字版四国観光ガイドマップデータは、下記 URL より閲覧可能。

<https://shikoku-tourism.com/image/resource/Document/document/395>

(繁体字版四国観光ガイドマップ 構成)

表紙	<p style="text-align: center;">四国のおすすめスポット</p> <p style="text-align: center;">愛媛県 高知県 徳島県 香川県</p>	<p>四国へのアクセス情報 ①飛行機</p>
問合せ先 ※1	<p style="text-align: center;">絶景ドライブルート (4県周遊コース)</p>	<p>四国へのアクセス情報 ②JR・バス等</p>
四国の 行事・ イベント 情報	<p style="text-align: center;">季節別 絶景スポット</p>	<p>JRパス、SEP、レンタカー情報等</p>

なお、制作にあたってのその他条件や留意事項は以下のとおりとする。

- ・基本となる繁体字版四国観光ガイドマップの ai データは、受託契約後に当機構より提供する。
- ・使用する写真は受託者が準備すること。ただし、一部必要な写真は、当機構が保有するもので提供可能である場合は、当機構から提供する。
- ・掲載する情報（問い合わせ先、四国の行事・イベント、四国へのアクセス情報等）の更新作業を行うこと。
- ・韓国市場におけるトレンドを踏まえ、韓国市場に訴求できるコンテンツ（観光スポット・体験・食べ物等）への差し替えや、レイアウトの最適化案を提案すること。なお、その際、掲載内容は県単位の紹介に留まらず、テーマ別に構成し、4県を周遊することを促す工夫を凝らすこと。（加点要素）
- ・掲載する観光コンテンツ・体験・食べ物等の掲載件数、情報量は四国4県で偏りが出ないように、バランスを考慮すること。
- ・掲載内容の詳細については、二次元コードを活用して当機構ホームページへの流入を図るなど、工夫すること。

ウ 地図情報（裏面）

表面と同様に、当機構の繁体字版四国観光ガイドマップ（※イ 情報面（表面）

に記載の URL より閲覧可能) のレイアウト・デザインを基本として制作すること。
なお、表面同様に、韓国市場のインバウンドに訴求できるレイアウト・デザインを提案すること。

公共測量データ（国土地理院が発行したもの）を利用し、縮尺 1:444,000 程度で、測量法を遵守し作成するものとする。測量成果使用に当たっては、受託者が測量法 30 条に基づき国土地理院へ使用申請を行い、印刷物にも明記すること。

今後の修正作業の効率化、地図の汎用性の向上等を考慮し、デジタルベースで作成するものとする。（既存地形図、都市計画図をスキャニングしての使用、イラストマップ等は不可とする。）

また、背景地図データの著作権は受託業者に帰属するものとする。

地図は原則として以下の事項が記載された地図とする。ただし、韓国語圏を対象とするものとして不要な情報や省略が好ましいものについては、別途協議のうえ、調整するものとする。

《掲載事項》

- ・ 県名、市町村名、町名（アルファベット表記も含む）
- ・ 空港名
- ・ 主要な道路名、道路番号、主な橋梁名、主な鉄道線名、駅名
- ・ 県界、区界
- ・ 地番
- ・ 道の駅名
- ・ 高速道路、国道、県道、四国のみち、幹線道路
※幅員に応じた二条線で表現すること
- ・ JR 線、私鉄線
- ・ 河川・水部・水路
- ・ 主な観光スポット、観光施設
- ・ 主なサービスエリア
- ・ 四国八十八ヶ所霊場（札所番号を含む）
- ・ イベントや名所等
- ・ 日本遺産
- ・ ゴルフ場

※その他

・ 地図は最新の内容とすること。なお、翌年度以降再契約した場合、経年変化を把握できるよう、受託者の責任において確実に対応すること（再委託は認めない）。

・ 地図ページ内に掲載する観光スポットや観光施設等は、当機構と協議のうえ、決定すること。

・ また、開通・建設予定の道路・施設等は可能な限り記載すること。

・ 索引用座標を表示すること。

・ 使用するピクトグラム・イラスト等は繁体字版のものを転用しつつ、韓国市場に適したものに調整すること。

・ 地図ページ内に、当機構から支給した原稿及び写真を基に、四国の観光列車情報を入れること。

- ・地図ページ内に、四国八十八ヶ所霊場情報（札番号、霊場名）を入れること。
- ・地図ページ内に、四国内の移動（主要インターチェンジ間の移動時間等）が分かる概略図を入れること。なお、地図上にはインターチェンジ、駅、空港、港路線、道路の名称を表記すること。

（４）制作における留意点

翻訳については、当機構より提供する日本語原稿を基に翻訳を行い、機械翻訳ではなく、ネイティブチェック体制を明確にし、提案時に示すこと。また、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」の内容を踏まえること。

※観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/810003138.pdf>

掲載内容・デザイン等については、受託者がもつインバウンド及びガイドマップ制作に関する知見を活かし提案することし、その根拠を明確に示すこと。

（５）電子データの作成

PDF データ、ai データを作成し、納品すること。当機構ホームページで公開、報告書や資料作成等の業務で使用する。前面といくつか分割したデータとする。分割方法、解像度は別途協議する。

（６）納品期限

令和 8 年 9 月 17 日（木） 予定

※電子データも同様に上記の納品期限までに納品すること。

（７）納品先

一般社団法人四国ツーリズム創造機構

〒760-0019 香川県高松市サンポート 2-1 高松シンボルタワー タワー棟 3 階

4. 留意事項

（１）企画提案及び事業実施における留意事項

- ① 基本コンセプト、業務の進め方、スケジュール、業務の実施体制、円滑な運営に資する施策について明記すること。
- ② 留意事項で求めている事項については、必ず企画提案内容に含めること。
- ③ 再委託の有無を記載すること。（ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。）
また、再委託する場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。
- ④ 経費見積りは、それぞれの項目・単価等を具体的に明らかにした積算内訳とすること。単価×数量で記載できる項目について、内訳を記載することとし、「一式」表記は基本的に認めない。
- ⑤ 業務の実施にあたっては、当機構の指示に従い、当機構と十分な協議及び調整を行うこと。
- ⑥ 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果

品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

- ⑦ 受託者は、当機構の承諾なしに本業務により制作された成果品及び資料を他に流用することはできない。
- ⑧ この事業により制作された地図データ等について、業務終了後に当機構が使用する場合は、受託者と協議のうえ、使用できるものとする。

(2) 目標と成果指標

・ K P I (アウトプット)

制作部数：韓国語 5,000 部

配架数：20 カ所以上（域内 DMO、空港、観光案内所、JNTO 海外事務所等）

※当機構からの配架数を含むこととする。

・ K G I (アウトカム)

ガイドマップ掲載 QR コードからの当機構 HP 流入数（韓国語）：75 回

※当機構にて測定。

5. 履行期間

契約締結日から令和 8 年 10 月 30 日（金）まで

6. 成果物

(1) 四国観光ガイドマップ（紙媒体）：韓国語 5,000 部

(2) 四国観光ガイドマップ（電子データ（PDF・ai データ））

電子媒体は CD 又は DVD とし、Microsoft Office において編集可能ないずれかのファイル形式及び PDF 形式の両方で保存するものとする。大容量でない場合、メールでの提出も認める。

(3) 成果物の著作権及び所有権

成果品に関する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む。）及び所有権は、当機構に帰属するものとする。また、受託者は、著作権法上の権利のうち、著作権人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定される権利をいう。）を合理的な理由がない限り行使しないものとする。

7. 備考

本事業は、観光庁補助金事業の「令和 8 年度広域連携観光促進事業」を活用し実施するものである。

以上